

スポーツイベント等開催支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 やまなしスポーツエンジン会長（以下「会長」という。）は、スポーツによる地域活性化を図ることを目的に、県内で新たに実施されるスポーツイベント等の開催に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、県内で新たに実施されるスポーツイベント等で、新規性や集客性などがあり、地域の活性化に資すると認められるもの（以下「補助事業」という。）とする。なお、詳細は別に定める。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、前条で定める補助事業を行う者とする。

(補助金交付の対象となる経費及び補助率)

第4条 補助の対象となる経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付の申請等及び提出期限)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに会長に提出しなければならない。

- 2 消費税法（昭和63年法律第108号）第5条第1項の規定により消費税を納める義務がある者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 会長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。ただし、適正な交付を行なうため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

- 2 会長は、前項の決定を行う場合は、有識者で構成する検討会の意見を聴取するものとする。
- 3 前項の検討会の開催に関して必要な事項は別に定めるものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
- (2) 会長は、第5条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (3) 会長は、第5条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- (4) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書（様式第4号）を提出し、会長の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。

（状況報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行及び収状況について、会長の要求があったときは、速やかに事業の遂行状況を知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の2月28日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 会長は、前条の規定により実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第11条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、速やかに請求書（様式7号）を会長に提出しなければならない。

- 2 補助金の支払いは、精算払いとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書（様式第8号）によ

りすみやかに、会長に報告しなければならない。

- 2 会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消等）

第13条 会長は、第7条第1項第4号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助金の他の用途への使用をした場合
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (3) 補助事業に関し法令等又はこれに基づく会長の処分に違反した場合
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していた場合
- (5) 補助金の交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 会長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、山梨県補助金等交付規則第17条第1項に規定する割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、山梨県補助金等交付規則第17条第3項に規定する割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（機器及び備品等の整備）

第14条 補助事業者は、補助事業を実施する場合に必要な機器や備品等を原則として購入することができない。

（書類の保管）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業終了の年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費（費目）	補助率	補助限度額
1 人件費 2 報償費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、 光熱水費等） 5 役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保 険料等） 6 使用料及び賃借料 7 委託料 8 その他、事業の実施に必要な経費	補助対象経費の 10分の10以内	5,000千円